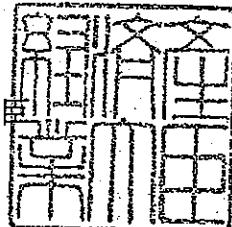


経済産業省

平成 19・06・20 原第 1 号
平成 20 年 5 月 26 日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



三菱原子燃料株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可について（諮問）

三菱原子燃料株式会社 代表取締役社長 鈴木 英夫から、平成 19 年 6 月 20 日付け環安第 153 号（平成 19 年 7 月 13 日付け環安第 157 号及び平成 20 年 4 月 10 日付け環安第 173 号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第 16 条第 3 項において準用する同法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、同法第 16 条第 3 項において準用する同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。

法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準への適合について

1. 本申請に係る主な変更について

(1) 化学処理施設の変更

- ・化学処理施設第1ラインの沈殿ろ過設備への機器の設置
- ・水蒸気による加水分解法に係る設備の設置を取り止め
- ・ウラン回収設備の一部の設備の撤去及び設備の設置
- ・濃縮度混合設備への機器の設置
- ・ウラン溶液に係る熱的制限値の削除
- ・廃棄施設のシリンドラ洗浄設備の一部の設備を化学処理施設のウラン回収設備に区分変更

(2) 貯蔵施設及び最大貯蔵能力の変更

- ・原料貯蔵所に粉末貯蔵設備(最大貯蔵能力 43.8tU)を設置
- ・工場棟の燃料集合体貯蔵室の最大貯蔵能力を 193t-U から 180t-U に変更

(3) 廃棄施設の変更

- ・老朽化した廃液処理設備の撤去並びに転換工場及び放射線管理棟に廃液処理設備の設置
- ・固体廃棄物の廃棄設備である廃棄物貯蔵設備の設置(保管廃棄能力 450 本(200L ドラム缶換算))
- ・固体廃棄物の前処理設備の設置

(4) 加工の方法の変更

2. 許可の基準への適合について

(1) 法第14条第1項第1号(加工の能力)

本申請は核燃料物質の加工事業の能力を変更するものではなく、本申請のとおり許可しても、加工事業者の加工の能力が核燃料物質の需要に比して著しく過大になることはないと認められる。

(2) 法第14条第1項第2号(経理的基礎に係る部分に限る。)

本申請に係る工事に要する費用は、自己資金を用いることとしていることから、加工事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められる。